



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……4
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課)……4
- 大和高田市道路占用料条例の一部を改正する条例……………(土木管理課)……5

規則

- 大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則……………(市立病院総務課)……6

訓令

- 大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(企画法制課)……6
- 大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令……………()……7
- 大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(税務課)……8
- 大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱……………(人事課)……9

告示

- 大和高田市専用水道事務取扱要領……………(環境衛生課)……11
- 大和高田市簡易専用水道事務取扱要領……………()……26
- 大和高田市人権教育・啓発アドバイザー設置に関する要綱……………(人権施策課)……41
- 平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の専決処分要領の公表……………(財政課)……42

公告

- 市場共同浴場解体工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……44
- 東雲町共同浴場解体工事に関する条件付き一般競争入札公告……………()……46
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(高田中学校)に関する条件付き一般競争入札公告……………()……49
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩中学校)に関する条件付き一般競争入札公告……………()……51
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(浮孔幼稚園)に関する条件付き一般競争入札公告……………()……53
- 大和高田市インターネット市有財産売却の公告……………(財産管理課)……56
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……58
- 大和高田市立病院の放射線治療棟建設工事設計業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告……………(市立病院管理課)……58
- 敷枝大谷地内管渠工事(52)・給配水管移設工事(G52)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……61
- 高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事(51)に関する条件付き一般競争入札公告……………()……64
- 配水場維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(再度公告)

..... (契約監理室)66

○大和高田当麻線測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告..... (")69

教育委員会

○大和高田市立中学校給食検討委員会設置要綱..... (教 育 総 務 課)71

○教育委員会5月定例委員会の招集..... (")72

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集..... (選挙管理委員会)72

○選挙管理委員会の招集..... (")73

○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧場所..... (")73

農業委員会

○農業委員会6月定例委員会の招集..... (農 業 委 員 会)73

公営企業

○指定給水装置工事事業者の指定..... (水 道 総 務 課)73

公布された条例のあらまし

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、保険税軽減制度に係る特例の恒久化及び特定世帯に係る世帯別平等割額の減額措置の延長を図るため、所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

- ① 国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するための改正を行います。(第5条関係)
- ② 特定世帯の世帯別平等割額を最初の5年間半額とする措置について、現行措置に加えてさらに3年間延長(軽減割合は現在の半分)するための整備を行います。(第5条、第7条の2及び第21条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行います。

2 改正の内容

- ① 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置を廃止します。(第52条及び第118条関係)
- ② 地方税法附則第15条を引用する規定のずれを整備します。(附則第10条の2及び附則第28条関係)
- ③ その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日(平成25年5月8日)

公布の日

◇大和高田市道路占用料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令による道路法施行令の一部改正に伴い、同令の引用規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

別表中に引用している道路法施行令の号のずれを整備します。

旧		新
第7条第2号	→	第7条第4号
同条第3号	→	同条第5号
第7条第4号	→	第7条第6号
同条第5号	→	同条第7号

3 施行期日

公布の日(平成25年5月8日)

条 例**条例第15号**

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「第21条において同じ。」の次に「及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。))」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 18,750円

第7条の2第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 5,250円

第21条第1号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 13,125円

第21条第1号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

第21条第2号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 9,375円

第21条第2号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

第21条第3号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

第21条第3号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,050円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第16号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第52条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削り、「、仮換地」を「仮換地、」に、「使用し若しくは」を「使用し、若しくは」に、「「仮換地」を「「仮換地等」に、「又は、仮換地」を「又は仮換地」に、「仮換地等にあつては」を「、仮換地等にあつては」に、「登録されている」を「登記又は登録されている」に、「、土地区画整理法」を「土地区画整理法」に、「使用者をもって、」を「使用者をもって」に、「みなし換地処分」を「みなし、換地処分」に、「登録される日までの間は」を「登記される日までの間は、」に、「みなすことができる」を「みなす」に改める。

第118条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削り、「当該仮換地で」を「当該仮換地等で」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改める。

附則第28条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第17号

大和高田市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市道路占用料条例の一部を改正する条例

大和高田市道路占用料条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第6号

大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

大和高田市立看護専門学校学則(平成9年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「看護専門課程」を「医療専門課程」に改める。

第11条第1項中「入学試験手数料」を「入学考査料」に改め、同項第1号中「中等教育学校」の次に「(以下この条において「高等学校等」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号以外の者にあつては、学校教育法第90条第1項に該当する者であることを証明する書類

第12条中「検査」の次に「、適性試験」を加える。

第19条第2項第2号中「各学年の」を削る。

第30条第2項中「看護専門課程」を「医療専門課程」に改める。

第34条の見出し中「及び考査料」を「、入学考査料及び入学金」に改め、同条中「及び考査料」を「、入学考査料及び入学金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市立看護専門学校学則第19条の規定は、平成25年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第2号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第23号までを1号ずつ

繰り上げる。

別表第1の備考中「(起工)」を削る。

別表第2第1項第1号クを削り、同項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 観光に関する企画、立案及び調整に関するもののうち軽易なもの

別表第2第2項第1号ケを削り、同表第3項第1号イ中「各部居」を「各部局」に改め、同号キを削り、同表第4項第1号アの(サ)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第2号アの(オ)を次のように改める。

(オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

別表第2第6項第1号ス中「の名義変更届及び入退居届」を「等の入居承認、同居承認、入居承継承認及び明渡し」に改め、同項第5号オ中「車庫証明・」を「自動車保管場所使用承諾証明、」に、「同居人届」を「及びその他証明事務」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

訓令第3号

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市 長 吉 田 誠 克

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成12年訓令第10号)を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組織の帰属及び専決事項)

第3条 前条の規定により補助執行する場合には、監査委員事務局は財務部に、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局は市民部に属するものとみなす。

2 前項の規定により補助執行させる事務の専決については、大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号。以下「決裁規程」という。)の規定を準用する。この場合において、決裁規程別表第1中「課長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。

3 教育長及び教育委員会事務局の職員に補助執行させる事務の専決については、大和高田市教育委員会事務専決規程(平成9年規程第1号)の規定によるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、100万円以上200万円未満の支出負担行為の決定及び契約の締結に関する場合は教育長の、200万円以上500万円未満の支出負担行為の決定及び契約の締結に関する場合は、副市長の専決を受けるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、予算執行を伴う事務のうち、別に定める事業執行伺によりあらかじめ市長決裁又は副市長専決を受けているものの支出負担行為の専決については、別に定める事業執行伺、支出負担行為決裁区分表によるものとする。

6 教育長及び教育委員会事務局の職員に補助執行させる予算流用の専決については、決裁規程の規定を準用する。この場合において、決裁規程別表第1中「課長」とあるのは、「教育委員会事務局各課長」と読み替えるものとする。

7 議会事務局の職員に補助執行させる事務の専決については、決裁規程の規定を準用する。この場合において、決裁規程別表第1中「部長」とあるのは「議会事務局長」と、「課長」とあるのは「議会事務局庶務課長」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「大和高田市」及び「（平成9年訓令第6号）」を削る。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

補助執行職員	補助執行事務
教育長及び教育委員会事務局の職員	1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る契約の締結に関すること。 4 所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。 5 教育財産の取得及び処分に関すること。 6 教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。 7 教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。
選挙管理委員会事務局の職員	1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。 5 所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。 6 没収された供託物の収納の決定に関すること。
監査委員事務局の職員	1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。
農業委員会事務局の職員	1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。 5 所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。 6 所掌事項に係る収入の調定に関すること。 7 農地対価等の徴収に関すること。
議会事務局の職員	1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

訓令第9号

大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年4月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 土地及び家屋台帳管理システムの導入を実施するに当たり、導入業務委託に係る受託事業者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市土地及び家屋台帳管理システム導入業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要項及び導入仕様書の策定に関する事項
- (2) 提案書、プレゼンテーション等によるシステムの総合評価に関する事項
- (3) 受託候補者の選定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 税務課長
- (3) 広報情報課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、財務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、税務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部税務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月3日から施行する。

訓令第11号

大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年5月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人事評価システム構築業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市人事評価システム構築業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- (2) プロポーザルに参加させる事業者の指名に関する事項
- (3) 提案書及びヒアリングの内容の審査並びに評価に関する事項
- (4) 受託候補者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 福祉部長
- (5) 教育委員会事務局長
- (6) 企画法制課長
- (7) 教育総務課長
- (8) 職員の代表2名

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策部人事課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第31号

大和高田市専用水道事務取扱要領を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市専用水道事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、専用水道に係る指導、事務処理等必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第32条の規定により新設、増設又は改造する場合で専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、布設工事確認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により布設工事確認申請書を受理し、かつ、法第32条の規定による布設工事の設計の確認を行ったときは、布設工事確認通知書(様式第2号)を申請者宛てに通知するものとする。

(専用水道に該当することとなった旨の届出)

第3条 給水対象居住人口の増加、一日最大給水量の増加等により新たに専用水道に該当することとなったときは、当該専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、設置届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第4条 法第33条第3項の規定により布設工事確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、設置者は、記載事項変更届出書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定以外の内容について変更が生じたときは、設置者は、変更報告書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第5条 給水対象居住人口の減少、一日最大給水量の減少、施設の変更等により専用水道に該当しなくなったときは、設置者は、廃止届出書(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(給水開始前の届出)

第6条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により給水を開始しようとするときは、あらかじめ給水開始前届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、市長は、書類等について確認した後、立入検査を行うものとする。

(水道技術管理者の設置報告等)

第7条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道

技術管理者を設置したとき、又は水道技術管理者を変更したときは、水道技術管理者設置（変更）報告書（様式第8号）に水道技術管理者の資格を有することを証明する書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（水質検査の報告）

第8条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定による水質検査の結果を、検査終了後又は検査結果成績書受理後、水質検査結果報告書（様式第9号）により速やかに市長に提出しなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第9条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に報告し、緊急停止報告書（様式第10号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（業務委託開始の届出等）

第10条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項及び第2項前段の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、業務委託開始届出書（様式第11号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときは、業務委託失効届出書（様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。

3 設置者は、業務委託開始届出書の記載事項（契約期間を除く。）に変更が生じたときは、業務委託変更届出書（様式第13号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第11条 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え置くものとする。

- （1） 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面
- （2） 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面
- （3） 水道施設の清掃の記録
- （4） 水質検査に関する帳簿書類
- （5） 健康診断に関する帳簿書類
- （6） その他管理についての記録

2 市長は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

（立入検査及び改善の指示）

第12条 市長は、法第39条第2項の規定により、専用水道の適正な管理運営を図るため、定期及び臨時に設置者から専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。なお、立入検査内容については、確認事項、届出事項、施設整備状況、維持管理状況、帳簿書類及びその他必要と認める事項に関し、立入検査票（様式第14号）により記録するものとする。

2 前項の規定による臨時の報告の徴収又は立入検査は、次の各号に該当するときに行うものとする。

- （1） 設置届出書又は給水開始前届出書を受理したとき。
- （2） 法第20条及び法第22条に定める水質検査を行わない等の維持管理義務の違反又はそのおそれがあるとき。
- （3） 設置者又は当該専用水道の利用者から水質異常が発生する等の通報、相談又は苦情を受けたとき。
- （4） その他特に必要と認めるとき。

3 市長は、報告の徴収又は立入検査を行うときは、必要に応じ、設置者に立会い及びその他の協力を要請するものとする。

4 市長は、法第36条第1項の規定により立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めると

きは、原則として設置者に対し、維持管理指導票(様式第15号)を交付し、その改善を指導するものとする。

5 市長は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。

(報告)

第13条 設置者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生したとき。
- (2) 維持管理指導票を受領し、その対応措置が完了したとき。

(国の設置する専用水道に対する適用)

第14条 この告示は、国の設置する専用水道に対しては、適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

布設工事確認申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所

氏名

印

[法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名]

電話番号

水道法第32条の規定による確認を受けたいので、専用水道布設工事計画について次のとおり申請します。

1. 水道事務所の所在地

2. 工事設計書(別紙1)

3. 添付書類

(1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類(別紙2)

(2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

- ・地形図又は実測図面 1/10,000~1/25,000
- ・地域を赤で表示 人口を表示

(3) 水道施設の位置を明らかにする地図

- ・地形図又は実測図面 1/10,000~1/25,000
- ・取水施設、貯水施設、導水施設、送水施設、配水池、配水幹線及びポンプ場の主要施設の配置を明示

(4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

- ・地形図又は実測図面 1/1,000~1/5,000
- ・取水源の位置及び種類を表示

(5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- ・取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 1/500~1/1,000
- ・主要施設の水位高低図 縦1/100~1/200 横任意
- ・主要構造図の一般図 1/100~1/500
- ・主要構造図の構造詳細図 1/10~1/100

(寸法及び配筋状態(鉄筋径、ピッチ、本数及び鉄筋量))

主要構造物とは、取水施設、浄水施設、配水施設、高架タンク等をいう。

(6) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図

及び縦断面図

- ・平面図 1/1,000～10,000
側転、管種、管径、延長、制水弁、泥吐弁、空気弁、減圧弁、消火栓、接合井、河川等横断及び付帯設備の位置を明示
- ・縦断面図 縦1/200～1/400 横1/1,000～1/5,000
測点間距離、追加距離、管中心高、管径、地盤高、静水位及び動水位（火災時及び平常時の導水勾配及び流量）を明示

※法人又は組合にあつては、申請時に登記事項証明書の提示をお願いします。

別紙1

工事設計書

1	1日最大給水量	m ³ （内訳： m ³ 、 m ³ ）
2	1日平均給水量	m ³ （内訳： m ³ 、 m ³ ）
3	水源の種別	
4	取水地点	
5	水源の水量の概算	m ³ /日 算出根拠については別添のとおり
6	水質試験の結果	別添のとおり
7	水道施設の概要	別表（1）のとおり
8	水道施設の位置	別表（2）のとおり
9	浄水方法	浄水処理方法： 詳細は別表（3）のとおり
10	工事の着手及び完了の予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
11	主要な水理計算	別添のとおり
12	主要な構造計算	別添のとおり

（記入要領）

- 3 水源の種別
… 深井戸、浅井戸、表流水、伏流水、湖沼水、浄水受水等を記入する。
- 4 取水地点
… 取水地点の地名及び地番並びに地下水にあつては、深度を記入する。
- 5 水源の水量の概算
… 取水可能量を記入し、取水の確実性を証する書類を添付する。
（取水の確実性を証する書類）
（1）表流水の場合にあつては、水利使用許可書、湧水時の流量表等、十分に取水可能か確認できるもの
（2）地下水の場合にあつては、揚水試験結果書等、十分に取水可能か確認できるもの
- 6 水質試験の結果

… 水質が最も悪化する渇水時等の時期の原水及び浄水（浄水施設がまだ完成していない場合は除く。）の全項目水質試験結果を添付する。

9 浄水方法

… 処理方法（消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過等）を記入し、フロー図を添付する。

1 1 主要な水理計算

… 取水施設から配水幹線の末端（取水堰、取水門、取水塔、取水管渠、原水調整池、凝集池、沈澱池、ろ過池、高度浄水施設、配水池、配水塔、ポンプ設備及び管渠）に至る工種に関する水理計算書（規模、容量、型式決定の根拠及び損失水量の計算）を添付する。

また、配水管の管径決定の際の配水区域ごとの人口並びに水量を表す図及び表を添付する。

1 2 主要な構造計算

… 主要構造物（取水堰、取水門、取水塔、原水調整池、凝集池、沈澱池、ろ過池、高度浄水施設、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔及び高架タンク）の主要部材の応力計算、断面算定を記載した構造計算書を添付する。

別表（1）

水道施設の概要

種 別	名 称	施設の構造 (形状・材質・型式)	数 量	規 模 (容量・寸法)

別表（2）

水道施設の位置

種 別	名 称	位 置	水 位		標 高
			最 高	最 低	

別表（3）

浄水方法フロー図

- ・浄水処理工程ごとに薬品注入量、滞留時間等を記載すること。
- ・溶解性物質処理等の高度処理を含む場合は、その対象物質、処理方法等を記載すること。

別紙2

水の供給を受ける者の数を記載した書類

	人員 (人)	1日平均給水量 (m ³ /日)	1日最大給水量 (m ³ /日)
居住(常時)に必要な水の供給			
居住以外の水の供給			
その他の水の供給			
合計			

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

殿

大和高田市長
布設工事確認通知書

印

水道法第32条の規定により、年 月 日付で申請のあった専用水道について、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項により通知します。

様式第3号(第3条関係)

設置届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

給水対象居住人口の増加、一日最大給水量の増加等によって、次の水道が水道法第3条第6項の規定による専用水道の適用を受けることになりましたので、届け出ます。

1. 専用水道の名称
2. 水道事務所の所在地

- 3. 水道事務所の連絡先
 - 4. 施設の概要（別紙3）
 - 5. 添付書類
 - (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類（別紙4）
 - (2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
 - ・地形図又は実測図面 1/10,000～1/25,000
 - ・地域を赤で表示 人口を表示
 - (3) 水道施設の位置を明らかにする地図
 - ・地形図又は実測図面 1/10,000～1/25,000
 - ・取水施設、貯水施設、導水施設、送水施設、配水池、配水幹線及びポンプ場主要施設の配置を明示
 - (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - ・地形図又は実測図面 1/1,000～1/5,000
 - ・取水源の位置及び種類を表示
 - (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ・取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 1/500～1/1,000
 - ・主要施設の水位高低図 縦1/100～1/200 横任意
 - ・主要構造図の一般図 1/100～1/500
 - ・主要構造図の構造詳細図 1/10～1/100
 （寸法及び配筋状態（鉄筋径、ピッチ、本数及び鉄筋量））
 主要構造物とは、取水施設、浄水施設、配水施設、高架タンク等をいう。
 - (6) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
 - ・平面図 1/1,000～10,000
 側転、管種、管径、延長、制水弁、泥吐弁、空気弁、減圧弁、消火栓、接合井、河川等横断及び付帯設備の位置を明示
 - ・縦断面図 縦1/200～1/400 横1/1,000～1/5,000
 測点間距離、追加距離、管中心高、管径、地盤高、静水位及び動水位（火災時及び平常時の導水勾配及び流量）を明示
- ※法人又は組合にあっては、報告時に登記事項証明書の提示をお願いします。

別紙3

施設の概要

1	1日最大給水量	m ³ （内訳： m ³ 、 m ³ ）
2	1日平均給水量	m ³ （内訳： m ³ 、 m ³ ）
3	水源の種類別	
4	取水地点	
5	水源の水量の概算	m ³ /日 算出根拠については別添のとおり
6	水質試験の結果	別添のとおり
7	水道施設の概要	別表（4）のとおり
8	水道施設の位置	別表（5）のとおり
9	浄水方法	浄水処理方法： 詳細は別表（6）のとおり

（記入要領）

3 水源の種別

… 深井戸、浅井戸、表流水、伏流水、湖沼水、浄水受水等を記入する。

4 取水地点

… 取水地点の地名及び地番並びに地下水にあつては、深度を記入する。

5 水源の水量の概算

… 取水可能量を記入し、取水の確実性を証する書類を添付する。

（取水の確実性を証する書類）

（1）表流水の場合にあつては、水利使用許可書、湧水時の流量表等、十分に取水可能か確認できるもの

（2）地下水の場合にあつては、揚水試験結果書等、十分に取水可能か確認できるもの

6 水質試験の結果

… 水質が最も悪化する湧水時等の時期の原水及び浄水（浄水施設がまだ完成していない場合は除く。）の全項目水質試験結果を添付する。

9 浄水方法

… 処理方法（消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過等）を記入し、フロー図を添付する。

別表（4）

水道施設の概要

種 別	名 称	施設の構造 (形状・材質・型式)	数 量	規 模 (容量・寸法)

別表（5）

水道施設の位置

種 別	名 称	位 置	水 位		標 高
			最 高	最 低	

別表（6）

浄水方法フロー図

- ・浄水処理工程ごとに薬品注入量、滞留時間等を記載すること。
- ・溶解性物質処理等の高度処理を含む場合は、その対象物質、処理方法等を記載すること。

別紙4

水の供給を受ける者の数を記載した書類

	人員 (人)	1日平均給水量 (m ³ /日)	1日最大給水量 (m ³ /日)
居住（常時）に必要な水の供給			
居住以外の水の供給			
その他の水の供給			
合計			

様式第4号（第4条関係）

記載事項変更届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

布設工事確認申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

	旧	新
設置者の住所		
設置者の氏名		
水道事務所の所在地		
変更年月日	年 月 日	

※法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、届出時に登記事項証明書の提示をお願いします。

（添付書類）変更を証明する書類

様式第5号（第4条関係）

変更報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記の専用水道に係る事項に変更が生じたので届け出ます。

記

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	

変更事項	旧	新
変更年月日	年 月 日	

※法人又は組合にあつては、報告時に必要に応じて登記事項証明書の提示をお願いします。
(添付書類) 変更を証明する書類

様式第6号(第5条関係)

廃止届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり専用水道を廃止したので届け出ます。

記

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
専用水道廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第7号(第6条関係)

給水開始前届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名
電話番号 〕

年 月 日付け 第 号で布設工事の確認を受けた施設について、下記のとおり給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
水道事務所の連絡先	
給水を開始しようとする日	年 月 日

(添付書類)

- ①位置図及び給水区域図
- ②施設平面図
- ③施設検査報告書
- ④水質検査結果書の写し

様式第8号(第7条関係)

水道技術管理者設置(変更)報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項に規定する水道技術管理者を設置(変更)したので、下記のとおり報告します。

記

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
水道技術管理者氏名	
設置(変更)年月日	年 月 日

(添付書類)

水道技術管理者の資格を有することを証明する書類

(履歴書又は講習修了証の写し)

様式第9号(第8条関係)

水質検査結果報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第34条第1項において準用する同法第20条第1項の定めるところにより、水質検査を行ったので、水質検査結果書を添えて報告します。

(添付書類)

水質検査結果書の写し

様式第10号(第9条関係)

緊急停止報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、給水の緊急停止を行ったので、下記のとおり報告します。

記

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
水道事務所の連絡先	
停止した年月日	年 月 日
停止の理由	

様式第11号(第10条関係)

業務委託開始届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、下記のとおり届け出ます。

記

専用水道の名称 及び所在地	
水道管理業務委託者の 住所及び氏名	
水道管理業務受託者の 住所、氏名及び連絡先	

受託水道業務技術管理者の 氏名	
受託した業務の範囲	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

(添付書類)

①受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書類
(履歴書又は講習修了証の写し)

②委託契約書の写し

様式第12号(第10条関係)

業務委託失効届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

専用水道の名称 及び所在地	
水道管理業務委託者の 住所及び氏名	
水道管理業務受託者の 住所、氏名及び連絡先	
受託水道業務技術管理者 の氏名	
受託した業務の範囲	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該契約が効力を 失った年月日	年 月 日
当該契約が効力を 失った理由	

様式第13号(第10条関係)

業務委託変更届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

業務委託開始届出書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

専用水道の名称		
水道事務所の所在地		
変更した事項	旧	新
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更年月日	年 月 日	

(添付書類)

変更を証する書類

- ①委託契約書の写し
- ②受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書類
(履歴書又は講習修了証の写し)

様式第14号(第12条関係)

立入検査票

事業主体		水道施設名	
設置者		水道技術管理者	
委託管理会社		受託水道技術管理者	
計画給水人口	人	現在給水人口	人
計画給水量	m ³ /日	現在給水量	m ³ /日
水源の種別		浄水方法	
区分		年間実施回数	
水道施設	水量	十分・まかなえる・やや不足・不足	
	汚染の可能性	無・有()	
	汚染防止対策	施設・防護柵・立入禁止表示・その他()	
	ろ過設備等の管理	良・不良()	
	滅菌器種類	注入ポンプ・点滴台	
	使用滅菌薬剤	% 倍希釈、タンク容量 L	
管理に関わる書類	水質検査記録(毎日)	有・無	
	水質検査記録(毎月)	有・無	
	健康診断(検便)記録	有・無	名 ※6か月ごと
	水質検査計画	有・無	
管末残留塩素測定	mg/l 時間(:)、場所()		
指摘事項			
備考			

年 月 日

担当職員

立会者

様式第15号(第12条関係)

維持管理指導票

年 月 日

殿

大和高田市長

年 月 日付けで行った立入検査の結果、専用水道施設の管理基準について、不適合でしたので、下記のとおり改善してください。

記

専用水道の名称	
水道事務所の所在地	
指導事項	

告示第32号

大和高田市簡易専用水道事務取扱要領を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市簡易専用水道事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導方針、事務処理要領等必要な事項を定めるものとする。

(簡易専用水道の届出)

第2条 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合はその代表者又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者。以下「設置者」という。）は、簡易専用水道を設置し、給水を開始しようとするときは、あらかじめ設置届出書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の届出書の届出事項に変更があったときは、速やかに変更届出書（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

3 設置者は、当該簡易専用水道を廃止したときは、速やかに廃止届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道施設台帳の作成)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、現地を確認の上、簡易専用水道施設台帳（様式第4号）を作成するものとする。

(定期検査の実施)

第4条 法第34条の2第2項の規定により設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査を受けなければならない。

2 設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）の適用施設にあっては市長又は登録検査機関の長に、ビル管理法適用外施設（以下「一般施設」という。）にあっては登録検査機関の長に、施設の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類及び検査手数料を添えて検査依頼書（様式第5号）により検査を依頼するものとする。

3 法第34条の3の規定により登録検査機関の長は、設置者から検査依頼があったときは、速やかに検査を担当する者（昭和53年環水第64号水道環境部長通知に適合する者。以下「検査員」という。）を当該簡易専用水道の設置場所に派遣し、関係法令に基づき、検査票（様式第6号）により衛生状態の検査を行うとともに、検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言するものとする。ただし、特に衛生上問題があるとして次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、速やかに対策を講じるよう助言を行うことのほか、直ちに市長にその旨を報告するよう助言するものとする。

- (1) 汚水槽その他排水設備から水槽内に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
 - (2) 水槽内に動物等の死骸がある場合
 - (3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
 - (4) 水槽の上部が清潔に保たれていない、又はマンホール面が水槽上面から衛生上有効に設置されていないため、汚水等が水槽内に流入するおそれがある場合
 - (5) マンホール、通気管等が著しく破損する、又は汚水若しくは雨水が水槽内に流入するおそれがある場合
 - (6) その他検査員が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合
- 4 市長又は登録検査機関の長は、検査を終了したときは、速やかに設置者に対し、検査済証(様式第7号)を交付するものとする。
- (立入検査)
- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。
- (1) 前条第3項の規定により設置者から報告があった場合
 - (2) 登録検査機関の長から検査済証の写しを受領し、明白な水質汚染又はそのおそれがあると認められる不良と判断される事項があった場合
 - (3) 設置者又は当該簡易専用水道の利用者から、相談又は苦情等の連絡があった場合
 - (4) その他特に必要と認める場合
- 2 市長は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として設置者に維持管理指導票(様式第8号)を交付し、その改善を指導するものとする。
- 3 市長は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ再度立入検査を行い、指導事項の改善状況を把握するものとする。
- (帳簿の備付け)
- 第6条 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え置くものとする。
- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - (2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
 - (3) 水槽の清掃の記録
 - (4) 水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録等の管理についての記録
- 2 前項第1号及び第2号の図面については永年保存するものとし、同項第3号及び第4号の記録については3年間保存するものとする。
- 3 登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、これを3年間保存するものとする。
- 4 市長は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。
- (報告)
- 第7条 設置者は、第1号又は第2号に該当する場合は事故等報告書(様式第9号)により、第3号に該当する場合は対応措置完了報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告するものとする。
- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生した場合
 - (2) 給水停止の措置を執った場合
 - (3) 維持管理指導票を受領し、その対応措置が完了した場合
- 2 登録検査機関の長は、定期検査の毎月の実施状況を定期検査実施報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告するものとする。
- (県との協力)
- 第8条 市長は、奈良県と簡易専用水道設置状況の把握、維持管理に対する指導等について協力するものとする。
- (国の設置する簡易専用水道に対する適用)

第9条 この告示は、国の設置する簡易専用水道に対しては、適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

設置届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

簡易専用水道事務取扱要領第2条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称					
同上建築物の所在地					
簡易専用水道設置者の 住所及び氏名		(TEL)			
簡易専用水道管理者の 住所及び氏名		(TEL)			
建設 建築物置	用途	構造	階数	延床面積	「ビル管理法」の適用
			地上 階 地下 階	m ²	有 ・ 無
受 水 槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容 量
	建物の内・外 地上・半地下・地下				総容量 m ³ 有効容量 m ³
圧高 力置 水水 槽槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容 量
					総容量 m ³ 有効容量 m ³
利施 用設 況の	使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名	消 毒 設 備
	年 月 日	人	m ³		有 ・ 無
備考					

※建築物の付近見取図及び受水槽設置場見取平面図を添付すること。

様式第2号(第2条関係)

変更届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

簡易専用水道事務取扱要領第2条第2項の規定により、以下のとおり変更があつたので届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		
変	年 月 日	年 月 日
	項 目	1 設置者 2 管理者 3 名称 4 設置場所 5 水槽の容量
更	内 新	
	容 旧	

※設置場所の変更にあつては、設置場所見取平面図を添付すること。

様式第3号(第2条関係)

廃止届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

簡易専用水道事務取扱要領第2条第3項の規定により、以下のとおり廃止したので届け出ます。

建築物の名称		
建築物の所在地		
廃	年 月 日	年 月 日
	理 由	

様式第4号(第3条関係)

整理番号

No.

簡易専用水道施設台帳

建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物の設置者	住所	〒 (TEL)			
	氏名				
水道施設の管理者	住所	〒 (TEL)			
	氏名				
建設建築物置	用途	構造	階数	延床面積	「ビル管理法」の適用
			地上階 地下階	m ²	有・無
受水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容量
	建物の内・外 地上・半地下・地下				総容量 m ³ 有効容量 m ³
圧高置水槽	設置位置	構造	形状及び寸法	設置数	容量
					総容量 m ³ 有効容量 m ³
利用状況	使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水道名	消毒設備
	年月日	人	m ³		有・無
備考					

施設台帳の裏面

建物の付近見取図

受水槽設置場所の見取平面図

検査記録

			整理番号	No.
定期検査年月日	清掃年月日	定期検査結果	立入検査年月日	立入検査結果
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	

様式第5号(第4条関係)
(ビル管理法適用施設用)

検査依頼書

年 月 日

大和高田市長又は登録検査機関の代表者 殿

設置者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

水道法第34条の2第2項の規定による検査を受けるため、検査手数料を添えて簡易専用水道の管理に係る状況を示す書類及びビル管理法第10条に規定する帳簿書類を提出します。

建築物の名称			
建築物の所在地			
管理者の住所及び氏名			
建築物環境衛生 管理技術者氏名		免状番号	第 号
建築物の用途			
受水槽の容量 m ³	高置水槽又は 圧力水槽の容量 m ³	水槽の清掃の実施年月日 年 月 日	

様式第5号(第4条関係)
(一般施設用)

検査依頼書

年 月 日

登録検査機関の代表者 殿

設置者 住所
氏名

水道法第34条の2第2項の規定により、以下の施設の検査を依頼します。

建築物の名称			
建築物の所在地	(TEL)		
受水槽の容量	m ³	高置水槽 又は 圧力水槽	有・無
管 理 者	氏名		
	住所	(TEL)	

簡易専用水道の管理状況

		検査事項	判定基準	管理状況
施設及びその管理の 状態に関する検査 (受水槽)	1	水槽の周囲の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 (2) 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 (3) 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2	水槽本体の状態	(1) 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 (2) 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 (3) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 (4) 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
	3	水槽上部の状態	(1) 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 (2) 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 (3) 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
	4	水槽内部の状態	(1) 汚泥、赤さび等の沈積物、水槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 (2) 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 (3) 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 (4) 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 (5) 流入口と流出口が近接していないこと。 (6) 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	5	水槽のマンホールの状態	(1) ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	

			(2) マンホール面は、水槽上面から衛生上有効に設置されていること。	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 (2) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 (3) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	7	水槽の通気管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 (2) 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 (3) 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
	8	水槽の水抜管の状態	(1) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
(高置水槽)	9	水槽の周囲の状態	(1) 1と同じ。	
	10	水槽本体の状態	(1) 2と同じ。	
	11	水槽上部の状態	(1) 3と同じ。	
	12	水槽内部の状態	(1) 4と同じ。	
	13	水槽のマンホールの状態	(1) 5と同じ。	
	14	水槽のオーバーフロー管の状態	(1) 6と同じ。	
	15	水槽の通気管の状態	(1) 7と同じ。	
	16	水槽の水抜管の状態	(1) 8と同じ。	
(その他)	17	給水管等の状態	(1) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 (2) 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
水質の検査	18	臭気	(1) 異常な臭気が認められないこと。	
	19	味	(1) 異常な味が認められないこと。	
	20	色	(1) 異常な色が認められないこと。	
	21	色度	(1) 5度以下であること。	
	22	濁度	(1) 2度以下であること。	
	23	残留塩素	(1) 検出されること。	
書類検査	24	書類の整理及び保存の状況	(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の清掃の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	

備考

- 1 ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
- 2 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
- 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
- 4 表中1～16に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。

様式第6号(第4条関係)

検査票

建築物の名称		建築物の所在地	
設置者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		同左者の住所	

検査項目			検査結果
水道法第34条の2第2項の検査を受けているか。 受けていればその年月日(年 月 日)			有・無
施設及びその管理の状態に関する検査	1	水槽の周囲の状態 (1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。 (2) 水槽周辺が清潔である。 (3) ごみ、汚物等 (4) たまり水、湧水等	良・否 良・否 無・有 無・有
	2	水槽本体の状態 (1) 点検、清掃、修理等に支障のない形状である。 (2) 亀裂、漏水箇所 (3) 開口部や接合部のすき間 (4) 水位電極部、揚水管等の接合部の固定、防水密閉されている。	良・否 無・有 無・有 良・否
	3	水槽上部の状態 (1) 水たまりができない状態である。 (2) ほこりその他衛生上有害なものの堆積 (3) ふたの上部に他の設備機器等 (4) 水槽の上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備機器等	良・否 無・有 無・有 無・有
	4	水槽内部の状態 (1) 汚泥、赤さび等の沈積物 (2) 水槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離 (3) 定期的な清掃が行われている。 (4) 外壁塗装の劣化等による光の透過 (5) 当該施設以外の配管設備 (6) 流入口と流出口が近接していない。 (7) 水中及び水面の異常な浮遊物質	無・有 無・有 良・否 無・有 無・有 良・否
	5	水槽のマンホールの状態 (1) ふたは防水密閉型でほこりその他衛生上有害なものが入らない。 (2) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。 (3) マンホール面が水槽上面から衛生上有効に設置されている。	良・否 良・否 良・否
	6	水槽のオーバーフロー管の状態 (1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 (2) 管端部の防虫網 (3) 防虫網の網目の大きさが適切である。 (4) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。 (5) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良・否 有・無 良・否 良・否 良・否
	7	水槽の通気管の状態 (1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 (2) 管端部の防虫網 (3) 防虫網の網目の大きさが適切である。 (4) 通気管として十分な有効断面積を有する。	良・否 有・無 良・否 良・否
	8	水槽の水抜管の状態 (1) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。 (2) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良・否 良・否
(高置水槽)	9	水槽の周囲の状態 (1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されている。 (2) 水槽周辺が清潔である。 (3) ごみ、汚物等 (4) たまり水、湧水等	良・否 良・否 無・有 無・有
	10	水槽本体の状態 (1) 点検、清掃、修理等に支障のない形状である。 (2) 亀裂、漏水箇所 (3) 開口部や接合部のすき間 (4) 水位電極部、揚水管等の接合部の固定、防水密閉されている	良・否 無・有 無・有 良・否

(高置水槽)	11	水槽上部の状態	(1) 水たまりができない状態である。 (2) ほこりその他衛生上有害なものの堆積 (3) ふたの上部に他の設備機器等 (4) 水槽の上床盤の上部に水を汚染するおそれのある設備機器等	良無無無 ・ ・ ・ ・ 否有有有
	12	水槽内部の状態	(1) 汚泥、赤さび等の沈積物 (2) 水槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離 (3) 定期的な清掃が行われている。 (4) 外壁塗装の劣化等による光の透過 (5) 当該施設以外の配管設備 (6) 流入口と流出口が近接していない。 (7) 水中及び水面の異常な浮遊物質	無無良無無 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 有否有否有
	13	水槽のマンホールの状態	(1) ふたは防水密閉型でほこりその他衛生上有害なものが入らない。 (2) 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない。 (3) マンホール面が水槽上面から衛生上有効に設置されている。	良良良 ・ ・ ・ 否否否
	14	水槽のオーバーフロー管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 (2) 管端部の防虫網 (3) 防虫網の網目の大きさが適切である。 (4) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。 (5) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良有良良良 ・ ・ ・ ・ ・ 否無否否否
	15	水槽の通気管の状態	(1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない。 (2) 管端部の防虫網 (3) 防虫網の網目の大きさが適切である。 (4) 通気管として十分な有効断面積を有する。	良有良良 ・ ・ ・ ・ 否無否否
	16	水槽の水抜管の状態	(1) 管端部と排水管の流入口等とが直接連結されていない。 (2) 管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流の防止に十分な距離である。	良良 ・ ・ 否否
(その他)	17	給水管等の状態	(1) 当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。 (2) 水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していない。	良良 ・ ・ 否否
水質検査	18	臭気	(1) 異常な臭気	無無無 ・ ・ ・ 有有有
	19	味	(1) 異常な味	無無無 ・ ・ ・ 有有有
	20	色	(1) 異常な色	無無無 ・ ・ ・ 有有有
	21	色度	(1) 5度以下	度 度
	22	濁度	(1) 2度以下	度 度
23	残留塩素	(1) 検出されないこと。	ppm	
書類検査	24	書類の整理及び保存の状況	(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統の状況を明らかにした図面 (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図 (3) 水槽の清掃の記録その他の帳簿書類の整理保存 清掃 年 月 日	有有有 ・ ・ ・ 無無無

—助言指導—

年 月 日	検査者	印
-------	-----	---

様式第7号(第4条関係)
(ビル管理法適用施設用)

検査済証

年 月 日

殿

大和高田市長又は登録検査機関の代表者 印

年 月 日付けで提出のありました書類の検査の結果は、以下のとおりです。

建築物の名称				建築物の所在地					
対象	番号	検査項目	結果	対象	番号	検査項目	結果		
施設及び管理状態に関する検査 (受水槽)	1	水槽の周囲の状態	良・不良	(その他)	15	水槽の通気管の状態	良・不良		
	2	水槽本体の状態	良・不良		16	水槽の水抜管の状態	良・不良		
	3	水槽上部の状態	良・不良		17	給水管等の状態	良・不良		
	4	水槽内部の状態	良・不良		水質検査	18	臭	良・不良	
	5	水槽のマンホールの状態	良・不良			19	味	良・不良	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	良・不良			20	色	良・不良	
	7	水槽の通気管の状態	良・不良			21	色	度	良・不良
	8	水槽の水抜管の状態	良・不良			22	濁	度	良・不良
8	水槽の水抜管の状態	良・不良	23	残留塩素			良・不良		
(高置水槽)	9	水槽の周囲の状態	良・不良	書類検査	24	書類の整理及び保存の状況	良・不良		
	10	水槽本体の状態	良・不良		(ア)	簡易専用水道の系統	良・不良		
	11	水槽上部の状態	良・不良		(イ)	受水槽周囲の構造図	良・不良		
	12	水槽内部の状態	良・不良		(ウ)	水槽の清掃の記録	良・不良		
	13	水槽のマンホールの状態	良・不良		(エ)	その他管理上の記録	良・不良		
	14	水槽のオーバーフロー管の状態	良・不良						
水槽	設置場所	材質	形状	設置数	有効容量				
	建物の内・外 地上・半地下・地				m ³				
意見等									
検査年月日	年 月 日								
検査員名	印								

様式第7号(第4条関係)

(一般施設用)

検査済証

年 月 日

殿

登録検査機関の所在地及び名称

年 月 日付けで提出のありました書類の検査の結果は、以下のとおりです。

建築物の名称				建築物の所在地					
対象	番号	検査項目	結果	対象	番号	検査項目	結果		
施設及び管理状態に関する検査 (受水槽)	1	水槽の周囲の状態	良・不良	(その他)	15	水槽の通気管の状態	良・不良		
	2	水槽本体の状態	良・不良		16	水槽の水抜管の状態	良・不良		
	3	水槽上部の状態	良・不良		17	給水管等の状態	良・不良		
	4	水槽内部の状態	良・不良		水質検査	18	臭	良・不良	
	5	水槽のマンホールの状態	良・不良			19	味	良・不良	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	良・不良			20	色	良・不良	
	7	水槽の通気管の状態	良・不良			21	色	度	良・不良
	8	水槽の水抜管の状態	良・不良			22	濁	度	良・不良
8	水槽の水抜管の状態	良・不良	23	残留塩素		良・不良			
(高置水槽)	9	水槽の周囲の状態	良・不良	書類検査	24	書類の整理及び保存の状況	良・不良		
	10	水槽本体の状態	良・不良		(ア)	簡易専用水道の系統	良・不良		
	11	水槽上部の状態	良・不良		(イ)	受水槽周囲の構造図	良・不良		
	12	水槽内部の状態	良・不良		(ウ)	水槽の清掃の記録	良・不良		
	13	水槽のマンホールの状態	良・不良		(エ)	その他管理上の記録	良・不良		
	14	水槽のオーバーフロー管の状態	良・不良						
水槽	設置場所	材質	形状	設置数	有効容量				
	建物の内・外 地上・半地下・地				m ³				
意見等									
検査年月日	年 月 日								
検査員名	印								

様式第8号(第5条関係)

維持管理指導票

年 月 日

簡易専用水道設置者

住所

氏名

殿

大和高田市

監視員

建築物の名称	
建築物の所在地	

上記の簡易専用水道を立入検査した結果、以下の事項について不備が認められますので、改善してください。

指導事項

--

維持管理指導票(控)

年 月 日

簡易専用水道設置者

住所

氏名

殿

大和高田市

監視員

建築物の名称	
建築物の所在地	

上記の簡易専用水道を立入検査した結果、以下の事項について不備が認められますので、改善してください。

指導事項

--

指導票受領者 氏名

様式第9号(第7条関係)

事故等報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

当簡易専用水道において、以下の事故等が発生したので、簡易専用水道事務取扱要領第7条第1項の規定により報告します。

建築物の名称	
発生日時、期間	
事故又は給水停止の措置の状況	
応急措置状況	
摘要	

様式第10号(第7条関係)

対応措置完了報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

設置者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで指導があつたことについては、年 月 日をもって以下のとおり完了しましたので、報告します。

改善事項	改善内容

(委嘱の解除)

第6条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解除することができる。

- (1) 自己の都合により委嘱の解除を申し出たとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他市長がアドバイザーとして適当でないと認めたとき。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、アドバイザーについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成25年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成25年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 2 平成25年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)専決処分

平成25年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		33,700	251,744	285,444
	2. 雑入	33,699	251,744	285,443
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳 入 合 計		33,700	251,744	285,444

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	251,744	251,744
	1. 繰上充用金	0	251,744	251,744
補正されなかった科目に係る額		33,700	0	33,700
歳出合計		33,700	251,744	285,444

「第3款 繰上充用金」を新設する。

平成25年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）専決処分

平成25年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277,136千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		42,798	277,136	319,934
	1. 使用料	42,798	277,136	319,934
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		42,800	277,136	319,936

（歳出）		（単位：千円）		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	277,136	277,136
	1. 繰上充用金	0	277,136	277,136
補正されなかった科目に係る額		42,800	0	42,800
歳出合計		42,800	277,136	319,936

「第3款 繰上充用金」の新設により、「第3款 予備費」を「第4款 予備費」に改める。

公 告

公告第51号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市場共同浴場解体工事
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年9月30日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がA、B又はCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月21日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年5月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年5月15日(金)から平成25年5月21日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月27日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年5月27日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年5月30日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月31日（金）午前10時 (2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥11,100,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第52号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	東雲町共同浴場解体工事
2 工事場所	大和高田市東雲町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年9月30日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がA、B又はCであること。

	<p>(3) 大和高田市市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月21日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年5月22日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年5月15日(金)から平成25年5月21日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p>

についての 質疑応答	(1) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月27日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年5月27日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月30日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月31日(金)午前10時15分 (2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥4,750,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第53号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務 {耐震補強計画・耐震実施設計} (高田中学校)
2 業務場所	大和高田市大中東町地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（耐震関連設計業務用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5（10）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p>

	<p>(4) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年5月29日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月4日(火)から平成25年6月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年6月10日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年6月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年6月14日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を</p>

	行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限価格	¥12,740,000円(消費税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第54号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩中学校)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。 (6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。 (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。 (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく

	<p>資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5(10)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年5月29日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月4日(火)から平成25年6月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年6月10日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年6月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
1.2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年6月14日(金) 午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1.6 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1.7 最低制限価格	<p>¥7,190,000円(消費税抜き)</p>
1.8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1.9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第55号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務 {耐震補強計画・耐震実施設計} (浮孔幼稚園)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年3月28日(金)まで

4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(10) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(耐震関連設計業務用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5(10)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年5月29日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の配布等	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布等の期間 平成25年5月17日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年6月4日(火)から平成25年6月7日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年6月10日(月)午後5時まで
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、 (1) 期限 平成25年6月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年6月14日(金)午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限価格	¥1,740,000円(消費税抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第56号

大和高田市インターネット市有財産売却の公告について

市有財産(自動車)の売却について、次のとおり大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第2条第4号に規定する財産売却システムにより一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成25年5月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

(自動車)

物件番号	財産名称	車台番号	予定価格	入札保証金
H25-1-1	ポンプ付自動車(日産サファリ)	FGY60-000905	100,000円	10,000円

備考1. 予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)とは、あらかじめ市が定めた最低売払価格をいう。

備考2. 走行距離は、下見会等により増加することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 大和高田市の職員でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (5) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (6) 市が定める大和高田市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (7) 市有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (8) 20歳以上の者であること。
- (9) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、平成25年5月31日(金)午後1時から平成25年6月19日(水)午後2時までに、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うとともに、クレジットカードにより市が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込手続を完了した後、平成25年6月19日(水)

午後5時までに（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）所定の申込書等により大和高田市役所財産管理課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。（郵送の場合は、平成25年6月19日（水）までの消印を有効とする。）

（3） 期限までに申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができない。

4 契約条項を示す場所及び期間

（1） 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所財産管理課 電話0745-22-1101

（2） 期間 平成25年5月31日（金）午後1時から平成25年6月19日（水）午後2時まで

5 下見会

下見会希望者は、下記下見会の各前日までに下記連絡先へメールにて連絡すること。

（1） 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所庁舎中庭

（2） 日時 [第1回] 平成25年6月7日（金）午後1時から午後4時まで

[第2回] 平成25年6月12日（水）午後1時から午後4時まで

[第3回] 平成25年6月14日（金）午後1時から午後4時まで

（3） 連絡先 大和高田市役所財産管理課

（E-mail : nakagawa2073@city.yamatotakada.nara.jp）

※車体等の傷及び積載品の確認については、上記下見会の時に行うものとする。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 一般競争入札の場所及び期間

（1） 場所 売却システム上

（2） 入札期間 平成25年7月3日（水）午後1時から平成25年7月10日（水）午後1時まで

（3） 開札 平成25年7月10日（水）午後1時

7 入札の方法

（1） 売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない

（2） 郵送又は持参による入札書の提出は、できない。

8 入札保証金

（1） 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

（2） 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に、契約保証金の全部に充当する。

（3） 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

（4） 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（2） 虚偽の申請を行った者のした入札

（3） 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は、開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、平成25年7月19日(金)午後5時までに契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合、市有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない。

(2) 契約書作成の要否

要す。

(3) 契約保証金

契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残金の納入

落札者は、契約締結日から平成25年7月24日(水)の正午までに、売払代金の残金を、一括にて甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

1 2 その他

(1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(2) 落札者が売買代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。

(3) 物件の引渡しは、保管場所において行う。

(4) 本市の方で引渡しまでに一時抹消登録を行う。

(5) 引渡しの際、自走する場合は、仮ナンバーが必要となる。

(6) 落札者は、所有権の移転後、運輸支局等で一時抹消登録の所有者変更記録申請を直ちに行うこと。

(7) 当該公告文記載内容その他事項については、市ガイドラインに基づくものとする。

(8) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名称 大和高田市役所財産管理課

所在地 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

電話番号 0745-22-1101(内線216)

公告第56号の2

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年5月20日

大和高田市市長 吉田 誠 克

公告第57号

大和高田市立病院の放射線治療棟建設工事設計業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成25年5月23日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 業務概要

(1) 業務名 大和高田市立病院放射線治療棟建設工事設計業務

(2) 業務内容 放射線治療棟基本設計業務・実施設計業務

- (3) 業務場所 奈良県大和高田市磯野北町1番1
大和高田市立病院敷地内
- (4) 業務量の目安 16,979千円(消費税込み。)を上限とします。
- (5) 履行期限 平成26年3月31日

2 参加者の資格要件

この公募型プロポーザル方式による委託事業者の候補者選定(以下「プロポーザル」という。)に参加する者に必要とする資格は、次に掲げる条件をすべて満たしていることとします。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 大和高田市競争入札指名停止措置要綱(平成15年告示第24号)に基づく指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをなされていないものであること。(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- エ 平成14年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- オ 平成14年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の許可の決定を受けた者を除く。)
- カ 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- キ 大和高田市建設工事等競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。
- (ア) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格のうち、建設設計業務の登録を受けていること。
- (イ) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 奈良県内に本店若しくは支店、営業所(大和高田市との契約締結権限が委任されていること。)を有していること。
- (エ) 一級建築士が3名以上組織に所属し、参加表明した日の前3か月以上、雇用関係にあること。
- (オ) 過去2年間の平均年間出来高(大和高田市の直近の指名願に記載の建築関係建設コンサルタント業務)が5千万円以上であること。
- (カ) 管理技術者は、一級建築士の資格を有し、参加者の組織に3か月以上雇用されている者であること。
- (キ) 各主任担当技術者(建築、構造、電気設備、機械設備、積算)のうち、建築担当主任技術者及び構造担当主任技術者は、参加者の組織に3か月以上雇用されている者であること。
- (ク) 各主任担当技術者には、次の資格を有する者を配置できること。
建築担当主任技術者には、一級建築士
構造担当主任技術者には、構造設計一級建築士

3 担当部署

〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号
大和高田市立病院 事務局 管理課(東館1階)
電話:0745-53-2901

4 手続、日程等

(1) 『プロポーザル説明書(大和高田市立病院 放射線治療棟建設工事設計業務)』及びその附属書類の配布

ア 配布期間

平成25年5月23日(木)から同年6月4日(火)までの9:00から16:30まで(12:00~13:00は除く。)

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 配布場所

「3 担当部署」に同じ。

(2) このプロポーザルへの参加のために提出を要する書類《『プロポーザル説明書』の附属書類の『プロポーザル参加資格確認申請書(様式A)』及び『技術提案書(様式B)』》を記載するにあたっての質問の受付及び回答

ア 質問の受付日時

平成25年5月31日(金)8:30から12:00まで

イ 質問の受付場所及び受付方法

質問の内容を『質問書(様式C)』へ記載し、「3 担当部署」へ持参してください。(電話、FAX、メール等での質問は受け付けません。)

ウ 質問に対する回答

平成25年6月4日(火)17:00にFAXにて質問者に回答します。

(3) 『プロポーザル参加資格確認申請書(様式A)』及び『技術提案書(様式B)』の提出

ア 提出期間

平成25年6月5日(水)から同年6月7日(金)までの9:00から16:30まで(12:00から13:00は除く。)

イ 提出先

「3 担当部署」に同じ。

ウ 提出部数

10部

エ 提出方法

持参に限ります。

5 委託事業者の候補者の選定について

(1) 提出書類の確認

「4 手続等(3)」で提出のあった書類(『プロポーザル参加資格確認申請書』及び『技術提案書』)を確認します。なお、提出書類に不備がある場合は、このプロポーザルへの参加者とはなれません。

(2) 候補者の選定方法

参加者から提出された書類により「大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会」において委託事業者の候補者を選定します。

また、参加者が1社の場合であっても、選定委員会において審査します。

ア 一次審査(書類による資格審査)

参加者が「2 参加者の資格要件」を満たしていることを確認した上で、主に『プロポーザル参加資格確認申請書』により、次の項目の審査を行います。なお、一次審査の結果は参加者個々に通知します。

(ア) 参加者の業務実績

(イ) 配置予定技術者の資格

(ウ) 配置予定技術者の実績

(エ) 配置予定技術者の経験年数

(オ) その他二次審査に進むにあたって必要な項目

イ 二次審査（ヒアリング審査）

一次審査を通過した参加者に対して、二次審査をヒアリング形式で行います。この場合、主に『技術提案書』の記載内容を基に審査を行います。なお、一次審査と同様に二次審査の結果は参加者個々に通知します。

ウ 二次審査（ヒアリング）の実施日

日時：平成25年6月20日（木）

開始時刻は、二次審査への参加者へ通知します。

場所：大和高田市立病院内

エ 二次審査の結果通知

一次審査と同様に参加者個々に通知します。

6 候補者の選定

(1) 一次審査及び二次審査の結果、第一候補者及び第二候補者を選定します。

(2) 選定結果（二次審査の結果通知）は、平成25年6月25日（火）に書面で通知します。

(3) 審査結果について

ア 審査結果は、一般の閲覧に供します。

イ 閲覧場所は、「3 担当部署」に同じ。

7 契約の締結

(1) 第一候補者と契約締結の交渉を行います。

(2) 第一候補者と契約締結に至らなかった場合は、第二候補者との契約締結の交渉に移ります

(3) 第一候補者又は第二候補者が契約締結までの間に、大和高田市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約は締結しません。

8 その他契約に関して

(1) 契約保証金は、大和高田市契約規則第30条の定めるところによります。

(2) 前金払は、大和高田市契約規則第43条の定めにより支払います。

(3) 部分払いは、大和高田市契約規則第44条の定めにより支払います。

(4) 『プロポーザル参加資格確認申請書』及び『技術提案書』に虚偽が発覚した場合は、契約締結後であっても当該契約は無効となります。

(5) 天災その他やむを得ない事由があるときは、契約を締結できない場合があります。

9 詳細について

その他詳細は、『プロポーザル説明書』の記載によります。

公告第58号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事（52）・給配水管移設工事（G52）
2 工事場所	大和高田市大谷地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年8月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしてい

<p>資格要件</p>	<p>るものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年5月24日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年5月29日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧の期間 平成25年5月24日(金)から平成25年5月31日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年5月24日(金)から平成25年5月31日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年5月31日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年6月6日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年6月7日(金)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥6,180,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>
--------	---

公告第59号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事(51)
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年8月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がDであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p>

	<p>(4) 受付期間 平成25年5月24日(金)から平成25年5月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年5月29日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年5月24日(金)から平成25年5月31日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年5月24日(金)から平成25年5月31日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年5月31日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年6月6日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年6月7日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてとします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥5,010,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第60号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	配水場維持管理業務委託
2 業務場所	大和高田市大東、天満、陵西各配水場
3 履行期間	平成25年8月1日から平成28年5月31日まで
4 業務内容	「配水場維持管理業務委託」仕様書・特記仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建物管理等業務(上下水道施設保守)に登録されている者であること。 (2) 水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設において、平成15年4月1日以降に2年以上の期間にわたり、地方公共団体が発注した2件以上の維持管理及び運転管理業務を元請けで履行実績(複数の実績を有し、そのうち1件は、年間平均10,000m ³ /日以上の水道施設における実績であること。)を有する者であること。 (3) 次のア～キまでに掲げる有資格者及び実務経験者を雇用していること。ただし、有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。 ア 受託水道業務技術管理者 イ 電気主任技術者(第三種免状以上)

	<p>ウ 水道施設管理技士(浄水施設) エ 水質基準並びに水質に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者 オ 機械設備に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者 カ 技術士(上下水道部門) キ 環境計量士(濃度関係)</p> <p>(4)「配水場維持管理業務委託」仕様書の第5条及び第7条に示す有資格者及び有実績者を業務に配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、次に掲げる書類を(1)の申請書と同時に提出してください。 ア 5の(2)を証する実績書(任意様式)及び該当業務の契約書の写し イ 5の(3)に掲げる有資格者の資格証の写し及び有実績者の実績証明書(任意様式)並びにそれらの者が直接雇用である証明書(被保険者証又は社会保険加入証明書の写し) ウ 5の(4)に掲げる業務総括責任者、副総括責任者及び業務従事者の配置予定者名簿(任意様式)。配置予定者名簿に記載の者の資格証の写し、実績証明書及び直接雇用である証明書 エ 5の(8)に係る暴力団排除に関する誓約書(本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年5月27日(月)から平成25年6月6日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月7日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送しま</p>

	す。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年5月27日(月)から平成25年6月14日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年6月17日(月)午後5時まで</p> <p>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年6月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>入札保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、6,380,000円とします。</p> <p>(2) 納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。</p> <p>(3) 納付期限 平成25年6月20日(木)午後3時まで</p>
12 入札保証金の還付等	<p>落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。</p> <p>なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年6月21日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。</p>
17 契約保証金の還付等	<p>契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者(落札者)の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者(落札者)が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。</p>
18 最低制	<p>¥45,500,000円(消費税等抜き)</p>

限基準比較価格	
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第61号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田当麻線測量業務委託
2 業務場所	大和高田市市場地内
3 履行期間	契約締結日から平成25年8月30日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年5月31日(金)から平成25年6月4日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月5日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年5月31日(金)から平成25年6月7日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成25年5月31日(金)から平成25年6月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年6月10日(月)正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年6月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年6月14日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前</p>

	に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,000,000円(消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第9号の2

大和高田市立中学校給食検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年4月26日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市立中学校給食検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立中学校(以下「中学校」という。)の学校給食導入について調査、検討を行うため、大和高田市立中学校給食検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 中学校の昼食の在り方に関する事項
- (2) 中学校給食の方式及び導入に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 奈良県教育委員会保健体育課主査 1人
- (3) 中学校校長会を代表する者 1人
- (4) 小学校校長会を代表する者 1人
- (5) 小学校栄養教諭 1人
- (6) 大和高田市PTA協議会の中学校を代表する者 1人
- (7) 大和高田市PTA協議会の小学校を代表する者 1人
- (8) 教育委員会事務局長 1人

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告を終えるまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年5月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年5月8日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

記

日時 平成25年5月18日(月)午後2時

場所 中央公民館 1階 視聴覚室

議案 第1号 平成25年度「青少年の非行・被害防止強調月間」大和高田市実施要項について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年5月7日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1 日時 平成25年5月14日(火)午前9時

2 場所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 在外選挙人名簿の抹消について

第3号 証票の有効期限の変更について

第4号 その他

選挙管理委員会告示第12号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年5月27日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成25年6月2日(日)午前9時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 中央会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成25年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年5月27日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

農業委員会

農業委員会告示第7号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年5月28日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成25年6月6日(木)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第5条規定による申請の件
第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第3号 その他

公営企業

水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成25年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
エージー設備	松場 友和	奈良県橿原市南八木町3丁目3-3-2
平和興業株式会社	米澤 勉	大阪府大阪市住之江区粉浜西1丁目2番6号
西尾設備	西尾 博明	奈良県吉野郡大淀町中増796-1
大和正清エンジニアリング	長谷川 泰三	奈良県大和高田市大字池尻190-6